

## 五島市家族留学制度（久賀島・奈留島）実施要綱

### （目的）

第1条 五島市家族留学制度（以下「家族留学」という。）は、久賀小中学校及び奈留小中学校に入学又は転学を希望する児童・生徒・保護者に対し、五島市久賀しま留学連絡協議会及び五島市奈留しま連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の協力を得て受入れを実施し、豊かな自然の中で様々な体験活動を通して心身共に健康な児童・生徒の育成を図ることを目的とする。

### （応募基準・決定）

第2条 家族留学の応募基準は、次のとおりとする。

- （1）地域の自然や環境を理解し、入学・転学を希望する健康な児童・生徒及びその保護者
- （2）豊かな体験と思い出づくり等により、第2の故郷を求める児童・生徒及びその保護者
- （3）久賀島及び奈留島の大自然の中で様々な体験活動を希望する児童・生徒及びその保護者
- （4）小学校1年生から中学3年生までの児童・生徒及びその保護者
- （5）募集家族は、若干名
- （6）五島市外在住者で、親子で久賀島及び奈留島に移住を希望する家族  
（新規Iターンに限る）

ただし、国家公務員・地方公務員・本市及び本市以外に事業所を有し事業所間で転勤してきた方は除く。

- 2 家族留学の決定は、応募児童・生徒・保護者の健康状態、受入れ学校の状況等、総合的に勘案して、連絡協議会で協議の上、五島市教育委員会が承認する。

### （留学の期間）

第3条 留学の期間は、原則として1年とする。但し、継続を希望する場合は、連絡協議会で協議の上、五島市教育委員会が承認する。

### （履行事項）

第4条 決定を受けた留学生及びその保護者は、次の事項を履行しなければならない。

- （1）留学生及びその保護者は、入学・転学する校区内に住民登録すること。
- （2）健康保険証を持参すること。
- （3）家族留学に関する契約書の締結は、連絡協議会の立会いの上で行うこと。
- （4）寝具等、日常生活に必要なものは、必要に応じ持参すること。

### （留学の経費に関わる費用及び各種助成）

第5条 留学生の保護者には、特別助成金として月額3万円を転入後、契約終了後まで支給する。

ただし、同一留学期間における2人目以降の留学生については、1人当たり月額1万円を加算するものとする。

- 2 医療費、小遣いなど留学生の生活に必要な費用は保護者負担とする。
- 3 住宅助成金として、家賃の2/3（上限2万7千円）を助成する。
- 4 学校に納入するPTA会費、学校教材費、遠足経費、修学旅行費については保護者負担とする。
- 5 移住費（引っ越し費用）の2/3（上限15万円）を助成する。
- 6 島外に自宅のある家族で、夏季及び冬季休業前後の帰省を希望する場合は、帰省にかかる留学生の交通費について、年間2往復を上限に予算の範囲内で助成する。

(契約の解約)

第6条 次の事項に該当する場合は、連絡協議会で協議の上、解約することができる。

- (1) 契約違反が生じたとき
- (2) 家庭の事情などにより、解約希望が生じたとき
- (3) 申込書及び契約書等に虚偽があるとき

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、保護者、連絡協議会が協議の上、定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る助成金から適用する。